

○二本松市店舗等施設整備費補助金交付要綱

平成27年 3 月31日告示第75号

改正

平成28年 3 月31日告示第101号

平成28年 6 月29日告示第153号

平成29年 3 月28日告示第68号

二本松市店舗等施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、魅力ある店舗づくりに取り組む市内の中小規模の事業者を支援するため、市内の店舗等で商売を営む者又は営もうとする者が行う店舗等の改装若しくは改修又は店舗等と一体となって機能を果たす備品の購入費用に対し補助金を交付し、もって商業等の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている者又は市内に主たる事業所を有する法人で次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内の店舗等の改装若しくは改修又は店舗等と一体となって機能を果たす備品の購入を行う者（店舗等を賃借している者は、所有者の同意を得ているものに限る。）であること。
- (2) 二本松市暴力団排除条例（平成24年二本松市条例第17号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していないこと。
- (3) 関係する法令等に違反していないこと。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 次条に規定する対象業種を営む者又は営もうとする者であること。
- (6) 第5条に規定する対象経費について、他の補助制度により補助金等の交付を受けていない者であること。

(補助対象業種)

第3条 補助金の交付の対象となる業種は、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び娯楽業とする。

2 前項に規定する業種のうち、次の各号に定めるものは対象から除外する。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗又は道の駅若しくは当該敷地内にある店舗
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる営業で、店舗等の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(3) 風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業のもの

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、この補助金の目的達成のため、市長が必要があると認めるときは、補助金の交付の対象とすることができる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 店舗等の集客力を向上させるための事業
- (2) 店舗等の来客者の利便性を向上させるための事業
- (3) 店舗等の修繕又はリフォームを行うための事業
- (4) 店舗等の業務効率化を図るための事業
- (5) その他市長が魅力ある店舗づくりにつながると認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当する費用とする。

- (1) 市内の業者によって施工され、かつ、その施工に10万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）を要する店舗等の内装若しくは外装に係る工事、店舗等と一体となって機能する設備の設置等に要する費用
- (2) 市内の販売業者から購入し、かつ、その購入に10万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）を要する店舗等と一体となって機能を果たす備品の購入に要する費用

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度として、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の交付は、同一の年度において同一の店舗等につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着工又は購入前に店舗等施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）及び店舗等施設整備費補助金交付申請に係る誓約書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第3号様式）
- (2) 業種による提出書類
 - ア 飲食サービス業に該当する場合は、飲食営業許可証の写し
 - イ 風俗営業に該当する場合は、風俗営業許可証の写し
- (3) 改装等内容及び積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- (4) 改装等を行う箇所の写真及び図面等（施工前の店舗等の内外部の現状がわかるもの）

- (5) 店舗の所有者を特定できる書類（固定資産税納税通知書、固定資産税評価証明書又は不動産登記事項証明書等）
- (6) 店舗を賃借している場合は、賃貸借契約書の写し及び所有者の同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、店舗等施設整備費補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者は、申請書に記載されている補助金の増額を除く事項を変更しようとするときは、店舗等施設整備費補助金交付決定変更申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改装等内容及び積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- (2) 改装等を行う箇所の写真及び図面等（施工前の店舗等の内外部の現状がわかるもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に対し交付決定の変更をするときは、店舗等施設整備費補助金交付決定変更通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助に係る改装等の完了した日から14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、店舗等施設整備費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改装等内容及び積算内容を確認できる書類（請求書の写し等）
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 改装等完了写真（施工後の店舗等の内外部の現状がわかるもの）
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに店舗等施設整備費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、二本松市補助金等交付規則（平成17年二本松市規則第37号。以下「規則」という。）第20条第1項に規定する補助金等返還命令書により期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 申請者が補助事業を実施した店舗等で補助金の額等の確定通知の日から起算して2年以上継続して営業を行わない場合（申請者の責めに帰さない場合を除く。）
- (2) 前号のほか、補助金交付の目的に反し、市長が適当でないと認める場合（書類の整備保管）

第14条 補助対象者は、補助対象事業に係る収支状況を記載した証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して10年間保管しておかなければならない。

（補則）

第15条 この要綱及び規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第101号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月29日告示第153号）

この要綱は、平成28年6月29日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第68号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第8条関係）

第5号様式（第9条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第10条関係）

第8号様式（第12条関係）